



ここを軽くしませんか？ 私たちがお手伝いします。

大阪メンタルヘルス総合センター(OMC)一同



も

く

じ

● 被扶養者の認定取消について	2
● 3月31日退職者の任意継続組合員申出手続きのご案内	3
● 組合員資格喪失後、組合員証等は必ず返納してください	3
● 組合員資格取得、被扶養者認定申告時には個人番号が必要です	4
● 令和2年度の掛金率について	4
● 標準報酬の育児休業等終了時改定について	4
● 育児休業手当金の延長給付について	6
● 育児休業手当金および介護休業手当金の追加給付について	7
● 医療費助成制度が適用又は適用停止となった方へ	7
● 障害厚生年金について	8
● 5月是一部繰上償還の申込みができます！	10
● 住宅貸付を申し込まれる方へ	10
● 令和2年度の厚生事業のお知らせ	11
● 健康づくりコラム	14
● アウィーナ大阪からのお知らせ	15
● 花のいえからのお知らせ	16

* 内容についての電話によるお問い合わせは、
(06) 6941-0351 (府庁大代表) をダイヤルし、
交換手がでましたら、担当係の【内線】を教えてください。



企画担当 3481 健康・福祉担当 3478 医療担当 3485 年金担当 3486
経理担当 3482 貸付担当 3484 資格担当 3487

編集発行 公立学校共済組合大阪支部／大阪市中央区大手前2丁目 FAX(06)6941-3672

資格担当からのお知らせ

資格担当

被扶養者の認定取消について

「令和元年度 被扶養者に係る資格の確認調査」にご協力いただきありがとうございました。
今回の調査で、認定が取消となるケースが多数ありました。認定取消となる事例の一部と手続きの際に必要な書類をお知らせいたします。該当している場合は、速やかに取消手続きをお願いします。

被扶養者の認定取消となる代表的な事例と必要書類

事 例	取消年月日	必要書類	備 考
就職により、他の健康保険の被保険者となった (注1)	就職日	●事業主の「採用辞令」の(写) (身分証明書、在職証明書は不可) ●加入した保険組合の「健康保険証」(写)	給与額にかかわらず、加入した健康保険が優先されます。
アルバイトやパートによる給与収入が超過した (注2) (年間130万円以上又は月額108,334円以上※)	雇用日又は共済組合が超過したと判断した日	●「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」 ●必要に応じて、所得(課税・非課税)証明書	収入状況について確認し、取消日の判断をします。 必要に応じて、過去に遡って収入状況の調査をする場合があります。
事業の収入(不動産・株・農業を含む)がある (年間130万円以上)	確定申告を行った日	●「確定申告書控」の(写) ●「収支内訳書」(写)または「損益計算書」の(写)	共済組合が認める必要経費は所得税法上の必要経費の扱いとは異なります。
雇用保険の失業給付を受給することになった。	受給開始日	●「雇用保険受給資格者証(両面)」の(写)	給付月額3,612円以上のとき。

(注1) 就職期間の長短にかかわらず、認定を取消します。

(注2)

- 雇用された時点で年間の収入額が130万円以上(ただし、「障害年金受給者」または「60歳以上で公的年金等を受給している者」は、年額180万円以上)になることが見込まれる場合は、雇用日をもって認定を取消します。
- アルバイトやパート勤務等の短期間被雇用者で、月々の所得が認定限度額108,334円(130万円÷12月)を境に**変動している場合は**、結果的に4か月連続して月収が108,334円以上になったとき、最初に108,334円を超えた月から4か月目の初日を取消日として認定を取消します。
- 4か月引き続いて給与月収が108,334円を超えることがなくても、年間の収入額が130万円を超えた場合は、超えた月の初日で認定を取消します。

上記は、認定取消となる事例の一部です。他にも、年金受給開始に伴う収入超過や、婚姻や離婚、死亡に伴い扶養の実態がないと判断される場合も取消の手続きが必要です。取消の事由については、「教職員のための共済のしおり」をご覧ください。取消の事由に該当するか判断がつきにくい場合は、資格担当(電話番号は表紙に記載)までお問い合わせください。

遡及して認定取消となれば…

遡及して認定取消を行った場合、取消日以降の医療費は全額自己負担となります。共済組合が負担した医療給付金(総医療費のうち、窓口負担した費用を除いた残り7割分)を全額返還していただきます。手続きが遅れると返還額が高額になる場合もあります。日頃から被扶養者の収入状況を把握し、取消の事実が生じた場合は、すみやかに取消手続きを行ってください。配偶者の場合は、国民年金第3号の資格も取消となります。特にご注意ください。

●資格担当からのお願い

改元に伴い、様式を更新しています。申請の際は、ホームページに掲載している最新の様式をダウンロードしていただきますようお願いします。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 ➡ 諸用紙のダウンロード ➡ 組合員の資格の得喪、被扶養者の認定・取消関係 ➡ 組合員資格等関係の諸用紙のダウンロード

令和2年3月31日退職者の任意継続組合員申出手続きのご案内

退職後、引き続き最長2年間、在職中と同じように医療給付などの短期給付(休業手当金など一部を除く)を受けられ、福祉事業の一部を利用することができる制度です。任意継続組合員になることを希望するときは、下記の申出期間中に「任意継続組合員申出書」等を共済組合資格担当まで郵送送してください。**期日を過ぎると加入できませんのでご注意ください。**

また、任意継続組合員期間中は、申出により月単位で任意継続組合員をやめることができます。

加入資格 以下の要件を満たしていることが必要です。

- 退職日の前日まで引き続き1年(1年と1日)以上の組合員期間があること。
- 掛金を期日までに払い込むこと。

(注1) 定年退職後、「再任用フルタイム勤務」の方は、公立学校共済組合員の資格がそのまま継続しますので、**申出の必要はありません。**

(注2) 現在「再任用フルタイム」勤務の方も、任用期限を更新しない場合や、健康保険が適用されない再任用短時間勤務に変更する場合は、申出が可能です。

(注3) 再就職を希望しているが就職先が未定の方でも、申出は可能です。

申出期間

令和2年3月31日(火)～
令和2年4月20日(月)の消印まで

提出書類

・「任意継続組合員申出書」 ・ 組合員証

交付者のみ

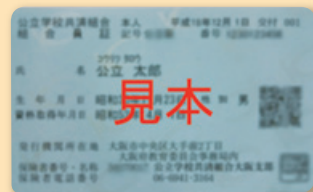
・ 組合員被扶養者証 ・ 特定疾病療養受療証
・ 高齢受給者証 ・ 限度額適用認定証

組合員資格喪失後、組合員証等は必ず返納してください

組合員資格喪失(他共済、他支部転出含む)後は、組合員証、被扶養者証等は使用できなくなりますので、必ず速やかに返納してください。

【返納方法】

1. 退職(他共済への転出含む。)する場合(2及び3の場合を除く。)
退職時の所属所へ返納
(但し、資格喪失証明書が必要な方は「資格喪失証明書交付申請書」に添付して、返納してください。)
2. 退職後、任意継続組合員を希望する場合
事前申出された方……ご自宅へ任意継続組合員証を送付する際に同封している「返納届書」に添付して返納
退職後申出する方……「任意継続組合員申出書」に添付して返納
3. 公立学校共済組合の他支部に転出する場合
転出先の所属所へ返納



一口メモ

- 再就職先で健康保険制度に加入する場合は、任意継続組合員の申出はできません。
- 任意継続組合員は、年金制度への加入はありません。年齢が60歳未満の組合員及び被扶養者であった配偶者は、国民年金制度への加入が必要となります。

組合員資格取得、被扶養者認定申告時には個人番号(マイナンバー)が必要です

平成29年1月から、地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正により、組合員の資格取得時・被扶養者の認定申告時にマイナンバーが必要です。

提出書類 (府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員を除く。)

- 組合員の資格を取得するとき……………組合員個人番号報告書
- 被扶養者認定の申告をするとき……………被扶養者個人番号報告書

*組合員資格取得届又は被扶養者認定申告書等の必要書類に加えて、当共済組合資格担当へ提出してください。

府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の方は

SSC(総務事務システム)により、個人番号の入力をしてください。なお、既に職員及びその被扶養者の個人番号をSSCへ入力されている場合は、改めて入力していただく必要はありません。

なお、当支部では従前の方法にて今後も個人番号を収集予定ですが、平成31年4月以降、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から基本4情報(氏名・生年月日・性別・住所)を用いて個人番号の収集を行う場合があります。

個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携について

平成30年10月から、短期給付(医療保険)に係る事務において、個人番号を利用した情報連携が本格運用されています。

個人番号を利用した情報連携とは、「複数の機関において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号に付して管理している同一人の情報を紐付けし、機関間で活用する仕組み」のことです。

これにより、行政手続きに必要な情報を行政機関等との間で直接授受することで、申請者が窓口等で添付する書類が省略・簡素化されることが期待されています。

共済組合では、円滑に情報連携が行われるよう、引き続き検証を重ね、対応してまいります。

令和2年度の掛金率について

令和2年4月からの掛金率等は、下表のとおりとなります。

(単位:千分率)

	短期掛金 (福祉事業掛金を含む)	介護掛金	厚生年金保険料	退職等 年金掛金
対標準報酬月額 及び 対標準期末手当等	43.51	7.49	91.5 ※事業主負担分を含めた 保険料率183.00の1/2	7.5